

SGホールディングスグループ健保組合 からのお知らせ

——— はじめにお読みください ———



被保険者・被扶養者の皆様へ

日頃は、SGホールディングスグループ健康保険組合の運営についてご協力いただき、ありがとうございます。

さて、この度、当健保組合では、すでに健康保険の被扶養者として認定されている家族の方が、現在も引き続き被扶養者としての資格を満たしているかどうかを確認するための調査を行います。

これは、健康保険法施行規則第50条及び厚生労働省の指導に基づいて行うもので、健保加入の被保険者の皆様が、公正かつ適正な扶養認定が受けられる制度維持のため、実施が義務づけられています。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、本業務については「株式会社法研」に委託をしておりますので、お問い合わせや督促連絡につきましては、「株式会社法研」より連絡させていただきます。

記

調査対象者 平成27年1月1日以前に認定された家族の方

- 提出書類**
- **家族資格調査書** ※対象者1名につき1枚。「1.記入例」P2 を参考に記入してください。
 - **必要書類** ※「3.該当必要書類」P4～5 を参考に添付してください。

提出期限 平成28年7月29日(金)

提出先 事業所担当者 ※封筒を再利用して提出

- 注意事項**
- 提出期限までに「家族資格調査書」(別紙)および必要書類を提出しない場合は、被扶養者としての資格の確認ができないため、遡って資格喪失となり保険証が使用できなくなりますので必ずご提出ください。
 - 調査の結果、認定基準から外れていると判定された方は、被扶養者喪失手続きが必要となります。その際は、「健康保険被扶養者異動届」と「保険証(SGホールディングスグループ健康保険組合)」とその他必要な添付書類(例:就職先保険証のコピー、雇用保険受給者証のコピー等)を事業所担当者に提出してください。
 - すでに喪失手続済の方(保険証に名前の記載が無い場合)については調査書の備考欄に「扶養喪失手続済」と記入し、調査書のみご提出ください。なお、保険証を確認いただき名前が記載されている場合は、現時点でまだ手続きが行われていません。
 - 必要書類の取得に関わる費用や交通費は、全額自己負担となります。

お問合せ先

SGホールディングスグループ健康保険組合専用コールセンター
TEL 03-5213-4419 平日9:00～17:00

個人情報保護の取り組みにつきましては、SGホールディングスグループ健康保険組合ホームページ<http://www.kenpo.gr.jp/sgh/>の「個人情報保護について」をご参照ください。委託にあたっては委託先「株式会社 法研」の適正な管理及び監督を行います。

1. 記入例

家族資格調査書

▼ 下記の調査対象者について該当事実に相違ありません。

1	被保険者	氏名	健保 太郎	[自署捺印]	2	日中連絡先	090-1234-5678
---	------	----	-------	--------	---	-------	---------------

▼ 現在の状況をご記入ください

調査対象者	氏名	健保 花子	3	生年月日	S60.6.3 7.23	性別	女	続柄	妻	遠隔地	
	4	職業等	5	同別居	6	備考	平成28年3月31日退職				
	☐ (1) 給与所得者	☒ (1) 住民票上、同一世帯である	同居		別居						
	☐ (2) 自営業	☐ (2) 被保険者の単身赴任による別居	同居 扱い								
	☒ (3) 無 職	☐ (3) 通学による別居 (全日制の学生のみ)									
☐ (4) 学 生	☐ (4) 施設入所による別居 (施設名:)										
		☐ (5) 住民票上、住所が別									

7 あなたは パターン A です

▼ 提出時、以下の必要書類が揃っていることを確認のうえ、チェック欄に☒チェックをつけてください。

8	チェック欄	取得先
必須	☒ 世帯全員の住民票 [原本] ※1世帯1部可 ※続柄のあるもの ※平成28年7月1日以降発行のもの ※個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの(万が一記載されている場合は読みとれないよう塗りつぶしてください)	市区町村役場
	☒ 平成28年度所得証明書 [原本] ※平成27年1月～12月の収入を証明するもの	

↓ 収入状況をご記入いただき、上記書類と併せて該当するすべての書類をご提出ください

9	給与収入がある方	平成28年 1月收入 (100,000 円) (2,000 円) 2月收入 (100,000 円) (2,000 円) 3月收入 (100,000 円) (2,000 円) 4月收入 (50,000 円) (1,000 円) 5月收入 (0 円) (0 円) 6月收入 (0 円) (0 円)	うち交通費	給与明細書(平成28年1月～6月支払分) [コピー] ※氏名・年 month がわかるもの または 同封の給与支払証明書 [原本] ※明細を紛失されている場合に勤務先より証明をもらってください	勤務先
年金収入					

4	☐ 手当を受給している方	☐ (2) 傷病手当 ☐ (3) その他 ()	手当の受給金額がわかるもの	ハローワーク等
	☐ 施設に入所している方	入所証明書 [原本]		入所先施設
	☐ 被保険者と別居中の方	送金証明(平成27年1月～12月振込分) [コピー] と別居先世帯全員分の住民票 [原本]		銀行等 市区町村役場

- ご提出いただく内容に相違がないことを確認したうえで、署名・捺印をお願いします。
- 書類に不備等があった場合、連絡することがあります。必ずご記入ください。
- あらかじめ印字されている被保険者や調査対象者の情報に訂正または変更のある場合は、赤字二重線を引き、側に正しい情報を赤字でご記入ください。
※氏名・生年月日の訂正については、別途保険証の手続き書類を事業所に提出してください。
- 【職業等】現在の該当する職業等に☒チェックを入れてください。
- 【同別居】調査対象者と被保険者の同別居について、該当する項目に☒チェックを入れてください。
(4)施設入所の方は、施設名もご記入ください。 ※(4)と(5)に該当する方は証明するための必要書類が必要となります。
- 【備考】平成27年1月1日以降に退職した場合は、退職日をご記入ください。
その他、連絡事項等ある方は、備考欄にご記入ください。
- あなたの必要書類パターンが印字されています。該当する項目ごとに書類名が掲載されていますので、すべてご提出ください。
- 用意された該当の必須書類に☒チェックを入れてください。
- 平成28年1月～12月の収入と見込額について、①～④の各収入で該当する項目に☒チェックおよびご記入ください。
収入がない場合は「0」とご記入ください。



2. 被扶養者の認定基準

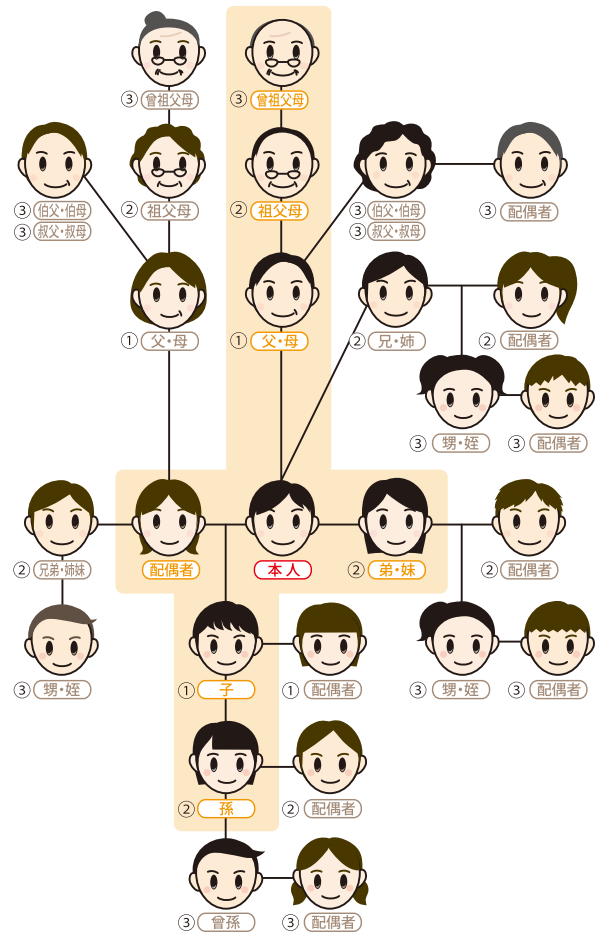
健康保険の『被扶養者』になれる家族は？

健康保険が認める被扶養者の範囲は、被保険者本人から見て3親等内の親族であり（民法上の親族と同一ではありません）、主として被保険者の収入で**生計を維持**していることが必要です。

さらに**同一世帯※**が要件とされる親族もあります。

※「被保険者と住居および家計を共同にすること」をいいます。

……………同居・別居可	①……………1親等
以外…同居が条件	②……………2親等
※配偶者は内縁の方を含みます。	③……………3親等



被扶養者の収入基本基準

60歳未満の場合

- 月額**108,334**円未満
- 年収**130**万円未満
- 被保険者の収入の**1/2**未満

すべての条件を満たすこと

60歳以上の場合

- 月額**150,000**円未満
- 年収**180**万円未満
- 被保険者の収入の**1/2**未満

すべての条件を満たすこと

60歳未満で障害年金を受けられている場合

- 60歳以上の基準適用

収入とは ➡ 給与・パート収入（交通費含む）、事業収入、公的年金（各種年金すべて含む）、失業給付金、傷病手当金、利子収入等、他。課税非課税問わずすべての収入です。

別居の場合の収入基準

別居の場合は生計を維持する仕送りがないと認定できません

※収入基本基準の条件も満たしていること

仕送り額 > 被扶養者の収入（別居世帯の収入）

父・母等の扶養認定について

父・母等のそれぞれの収入を確認のうえ判断します。

認定外同居のご家族について

例えば、父母等どちらか一方を扶養に入れている場合、扶養認定されていない方の収入も確認のうえ、判断します。

※子や兄弟姉妹等も同様

3. 該当必要書類

スタート 調査対象者の方は、既に他の健康保険に加入していますか？

はい

調査対象者の生年月日は平成13年4月2日以降ですか？

はい

調査対象者の被保険者から見た続柄でパターンがわかれています

配偶者(妻/夫)・父母
・祖父母・弟妹・孫

パターンA

子

パターンB

その他(左記以外)

パターンC

パターンD

各パターンに応じた該当書類をご提出ください。

パターンA 配偶者(妻/夫)・父母・祖父母・弟妹・孫と

パターンB 子が全日制の学生以外

必須

- 世帯全員の住民票 [原本]
※続柄のあるもの ※1世帯1部可 ※平成28年7月1日以降発行のもの
※個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの
- 平成28年度所得証明書 [原本]
※平成27年1月～12月の収入を証明するもの

取得先

市区町村役場

▼ 以下に該当する場合は、上記の必須書類と併せてすべての書類をご提出ください。

該当する場合	給与収入がある方	給与明細書(平成28年1月～6月支払分) [コピー] または 同封の給与支払証明書 [原本] ※紛失や途中働いていない等、連続6ヵ月分提出できない場合は、同封の給与支払証明書を勤務先に提出し証明をうけてください ※氏名・年月がわかるもの	勤務先
	年金収入がある方	年金振込通知書 [コピー] または 年金額改定通知書 [コピー] ※平成28年中に発行された直近のもので、年金額・受給者氏名の記載のあるもの ※源泉徴収票は不可	日本年金機構 等
	個人収入がある方	平成27年分確定申告書 [コピー] と 収支内訳書 (または 青色申告決算書) [コピー] ※所得証明書に給与・年金以外の収入が計上されている方全員提出 ※確定申告時の書類すべて提出	税務署
	手当(雇用保険等)を受給している方	手当の受給金額がわかるもの ※「雇用保険受給資格者証」[コピー]・「支給決定通知書」[コピー]等、支給されている手当の支給金額がわかるもの	ハローワーク等
	施設に入所している方	入所証明書 [原本] ※入所施設の証明印が必要	入所先施設
	被保険者と別居中の方	仕送り証明(平成27年1月～12月振込分) [コピー] ※振込明細書 [コピー]・通帳 [コピー]・現金書留控え [コピー] ※仕送り元(被保険者名)・仕送り先(別居している被扶養者名)・仕送り日・仕送り金額が確認できる部分 別居先世帯全員分の住民票 [原本] ※1世帯1部可 ※続柄のあるもの ※平成28年7月1日以降発行のもの ※ <u>個人番号(マイナンバー)</u> が記載されていないもの	銀行等 市区町村役場

パターンB 子が全日制の学生

必須

- 世帯全員の住民票 [原本]
※続柄のあるもの ※1世帯1部可 ※平成28年7月1日以降発行のもの
※個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの
- 在学証明書 [原本]
※平成28年度発行の学生証に限り代用可(発行年度が確認できるもの)

取得先

市区町村役場

学 校

▼ 以下に該当する場合は、上記の必須書類と併せてすべての書類をご提出ください。

該当する場合	被保険者と別居中の方	別居先世帯全員分の住民票 [原本] ※1世帯1部可 ※続柄のあるもの ※平成28年7月1日以降発行のもの ※ <u>個人番号(マイナンバー)</u> が記載されていないもの	市区町村役場
--------	------------	--	--------

扶養にはなれません!!



現時点で扶養喪失の手続きをされていない方

調査書とは別に、至急所属先のご担当者へお渡しください

- 「家族資格調査書」
※備考欄に扶養抹消日と抹消理由を記入のうえ提出
- 「健康保険被扶養者異動届」
- SGホールディングスグループ健康保険組合の保険証
- 他の健康保険の保険証コピー

既に扶養喪失手続きが終了している方

- 調査対象者の「家族資格調査書」
※氏名を赤字二重線で消し、備考欄に扶養抹消日と抹消理由を記入のうえ提出
※添付書類は不要 ※「家族資格調査書」のみ提出

取得先

同 封

お手元

同 封

パターンC その他(パターンA・B・D以外)

取得先

必須

- 世帯全員の住民票 [原本]
※続柄のあるもの ※1世帯1部可 ※平成28年7月1日以降発行のもの
※個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの
- 平成28年度所得証明書 [原本]
※平成27年1月～12月の収入を証明するもの

市区町村役場

▼ 以下に該当する場合は、上記の必須書類と併せてすべての書類をご提出ください。

該当する場合	給与収入がある方	給与明細書(平成28年1月～6月支払分) [コピー] または 同封の給与支払証明書 [原本] ※紛失や途中働いていない等、連続6ヵ月分提出できない場合は、同封の給与支払証明書を勤務先に提出し証明をうけてください ※氏名・年月がわかるもの	勤務先
	年金収入がある方	年金振込通知書 [コピー] または 年金額改定通知書 [コピー] ※平成28年中に発行された直近のもので、年金額・受給者氏名の記載のあるもの ※源泉徴収票は不可	日本年金機構 等
	個人収入がある方	平成27年分確定申告書 [コピー] と 収支内訳書 (または 青色申告決算書) [コピー] ※所得証明書に給与・年金以外の収入が計上されている方全員提出 ※確定申告時の書類すべて提出	税務署
	手当(雇用保険等)を受給している方	手当の受給金額がわかるもの ※「雇用保険受給資格者証」[コピー]・「支給決定通知書」[コピー]等、支給されている手当の支給金額がわかるもの	ハローワーク等
	施設に入所している方	入所証明書 [原本] ※入所施設の証明印が必要	入所先施設

パターンD 平成13年4月2日以降生まれの方

取得先

必須

- 世帯全員の住民票 [原本]
※続柄のあるもの ※1世帯1部可 ※平成28年7月1日以降発行のもの
※個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの

市区町村役場

▼ 以下に該当する場合は、上記の必須書類と併せてすべての書類をご提出ください。

該当する場合	被保険者と別居中の方	仕送り証明(平成27年1月～12月振込分) [コピー] ※振込明細書 [コピー]・通帳 [コピー]・現金書留控え [コピー] ※仕送り元(被保険者名)・仕送り先(別居している被扶養者名)・仕送り日・仕送り金額が確認できる部分	銀行等
		別居先世帯全員分の住民票 [原本] ※1世帯1部可 ※続柄のあるもの ※平成28年7月1日以降発行のもの ※ <u>個人番号(マイナンバー)</u> が記載されていないもの	市区町村役場

【重要】提出書類についてのご注意

当健保組合にご提出いただく書類は、「個人番号(マイナンバー)」の記載のないものをご用意願います。誤って「個人番号(マイナンバー)」が記載された書類の交付を受けた場合は、「個人番号(マイナンバー)」部分を黒塗り(「マスキング」ともいいます)するなど、読み取ることができないようにしたうえでのご提出をお願いいたします。なお、ご提出いただいた書類の「個人番号(マイナンバー)」に黒塗り(マスキング)がされていない場合は、当健保組合にて黒塗り(マスキング)いたします。



4. よくある質問

Q.1 本調査は何のために行うのですか？

A.1 健康保険法施行規則第50条に基づき、被扶養者に認定されている方が、健康保険の認定基準を満たしているかを確認し、加入者間の不公平を是正するために行うものです。厚生労働省からも各健康保険組合において、年1回実施するよう指導されています。なお、証明書類取得にかかる費用や交通費は全額自己負担となります。

【健康保険法施行規則第50条】

●保険者は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認若しくは更新または被扶養者に係る確認をすることができる

【厚生労働省通知】

●厚生労働省保険局長通知(保発第1029004号)

…被保険者証の検認については、保険給付の適正化の観点から、毎年実施すること

●厚生労働省保険局課長通知(保保発第1029005号)

…被保険者証の検認または更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること



Q.2 調査書類を提出しないとどうなりますか？

A.2 被扶養者として引き続き資格があるかどうかの確認ができませんので、被扶養者の資格を喪失することになります。

Q.3 被保険者・被扶養者とは誰のことですか？

A.3 被保険者とは会社に勤務している従業員です。

被扶養者とは被保険者(従業員)に健康保険上扶養されている家族です。

この調査は、被扶養者(家族)についての調査です。ご提出いただく書類は被扶養者(家族)の書類です。

Q.4 被扶養者はすでに扶養抹消手続きをとりました。現在保険証に記載してあった名前は抹消されていますが、「家族資格調査書」が送られてきました。どうすれば良いのでしょうか？

A.4 調査対象者の方を抽出した時点と、発送までには時間的経過がありますので、「家族資格調査書」を受け取られた時点では、すでに手続きが完了している場合もあります。お手数ですが、被扶養者欄の余白に『扶養喪失手続済』と記入のうえ「家族資格調査書」のみご提出ください。

※保険証にお名前記載がある場合は、現時点で扶養抹消手続きがされていません。早急に扶養抹消の手続きをしてください。(税扶養控除の手続きとは別です)扶養抹消手続きの際は、ご家族が就職された会社で発行された家族名義の保険証コピーもご提出ください。

Q.5 平成28年8月に扶養喪失手続きをする予定ですので、今回の書類は提出しなくても良いですか？

A.5 提出期限(平成28年7月29日)以降に扶養喪失手続きをとる方も、提出は必要となります。

Q.6 どのような種類の住民票を提出すればいいですか？

A.6 世帯全員分の続柄が記載のものをご提出ください。なお、住民票は世帯ごとに1部ご提出ください。個人番号(マイナンバー)の記載がないものをご提出ください。

Q.7 被扶養者は無収入ですが、所得証明書の提出は必要ですか？

A.7 無収入の方でも、書類にて所得の有無を確認するため必要となります。平成27年1月～12月分の収入金額(無収入の方は0円)が記載されている平成28年度所得証明書を市区町村役場の窓口で入手のうえご提出ください。

※役場によって証明書の名称が異なる場合があります。平成27年1月～12月分の収入金額が証明される書類を取得してください。

所得証明書

Q.8 パートをしています。所得証明書を取得したところ、給与収入が130万円を超えていました。どうすれば良いですか？

A.8 給与収入の欄が130万円を超過している場合は、平成28年8月1日をもって資格喪失となります。それに伴い、扶養抹消手続きが必要となりますので、「健康保険被扶養者異動届」・「保険証」・「所得証明書コピー」・「家族資格調査書コピー」を事業所にご提出ください。また、「家族資格調査書」の備考欄に『扶養抹消手続○月○日提出』と記入し、パターンごとの必要書類を添えて、別途ご提出ください。

※収入の基準額に関しては「2.被扶養者の認定基準」P3参照

Q.9 所得証明書の代わりに、勤務先から発行された源泉徴収票や市民税決定通知書ではだめでしょうか？

A.9 所得証明書をご提出ください。

源泉徴収票や市民税決定通知書では、給与収入しか確認できません。給与以外の収入の確認が必要です。所得証明書をご提出いただくことになります。

Q.10 自営業をしています。所得証明書の他に何が必要でしょうか？

A.10 平成28年2月～3月に税務署へ届けられた確定申告書類一式のコピーを提出してください。税務署の収受印が確認できるもので、下記の名前に該当する申告書類です。

・平成27年分の所得税及び復興特別所得税の申告書B

・平成27年分収支内訳書 または平成27年分所得税青色申告決算書

自営業収入については、収支内訳書(または青色申告決算書)の「収入金額計」から「売上原価」を差し引いた金額を収入とします。その金額が130万円を超過している場合は、平成28年4月1日をもって資格喪失となります。

※収入が基準以内(130万円未満、60歳以上または年金受給者は180万円未満)であっても、従業員に給料賃金を支払っている場合は、被扶養者としての資格喪失となります。それに伴い、扶養抹消手続きが必要となりますので、「健康保険被扶養者異動届」・「保険証」・「確定申告書一式コピー」・「家族資格調査書コピー」を事業所にご提出ください。また、「家族資格調査書」の備考欄に『扶養抹消手続○月○日提出』と記入し、パターンごとの必要書類を添えて、別途ご提出ください。



Q.11 給与明細書を紛失してしまいました。どうすれば良いのでしょうか？

A.11 同封の給与支払証明書を被扶養者の勤務先に提出し証明を受けてください。

なお、給与は手渡しで支給されており明細を貰っていない等の場合も、同様に「給与支払証明書」にてご対応ください。

Q.12 給与明細には税金や保険料等が控除される前の「総支給額」と控除された後の「差引支給額」がありますが、どちらの収入で確認するのですか？

A.12 健康保険では、交通費を含む控除前の金額が収入となります。よって、収入の確認は「総支給額」で行います。

平成28年1月～6月の給与のうち、連続した3か月以上で月額108,334円以上となった場合は、平成28年8月1日付けで被扶養者としての資格喪失となります。

それに伴い、扶養抹消手続きが必要となりますので、「健康保険被扶養者異動届」・「保険証」・「所得証明書コピー」・「給与明細書6か月分コピー」・「家族資格調査書コピー」を事業所にご提出ください。また、「家族資格調査書」の備考欄に『扶養抹消手続○月○日提出』と記入し、パターンごとの必要書類を添えて、別途ご提出ください。

給与明細書

Q.13 年金受給者ですが、年金振込(額改定)通知書を紛失してしまいました。何を提出すれば良いのでしょうか？

A.13 発行元へ通知書の再発行依頼をしていただくか、直近の年金の振込金額12か月分について、確認できる通帳コピーを提出してください。通帳コピーは名義人がわかるように表紙のコピーも提出してください。なお、源泉徴収票では代用できません。前年1年分の受給額であり、今後の年金額を確認するためには、年金振込通知書が必要です。

年金

主旨

調査対象者

資格喪失

住民票

所得証明書

Q.14 年金について、障害年金・遺族年金は非課税ですが、収入に含めるのでしょうか。
また、受給している場合何を提出すれば良いのでしょうか？

A.14 健康保険の収入には、税法上の範囲と異なり全ての年金が含まれます。提出書類は、平成28年に交付されている直近の年金振込通知書コピーを提出してください。
なお、年金基金から支給されている分も提出してください。
※源泉徴収票は不可

Q.15 遠方の学校に入学するため、今年4月に遠隔地申請の手続きをしました。
その際、在学証明書を提出しましたが、また提出しないといけないのですか？

A.15 「家族資格調査書」の備考欄に別居先の住所を記入し、「在学証明書平成28年4月提出済」とご記入ください。在学証明書の提出は不要です。
※28年4月以降の在学証明書を、健康保険の手続きのため提出している場合は、その旨調査書にご記入ください。

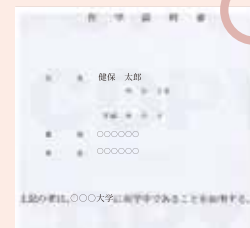
Q.16 在学証明書ではなく、手元にある学生証を提出してもよいのでしょうか？

A.16 原則、在学証明書のご提出をお願いいたします。
ただし、平成28年度発行の学生証に限り代用可です。発行年が分かる部分をコピーしご提出ください。
※発行年が不明なもの、有効期限のみ記載のもの等提出があった場合は、不備として再度提出をお願いすることになります。

《学生証》



《在学証明書》



Q.17 別居している母について、仕送証明が必要とあります。仕送りは振込ではなく手渡しで渡しています。
何を提出すれば良いのでしょうか？

A.17 手渡しでは、生計維持の確認ができませんので、**平成27年1月1日**付けで被扶養者としての資格を喪失します。被扶養者喪失手続きのため、「健康保険被扶養者異動届」に「仕送りが手渡し」と記入のうえ「保険証」を添え、別途事業所の担当者へ提出してください。

「送金」として認められません！

- 手渡し
- 水道光熱費の領収書
- 家賃
- クレジットカードなどの支払明細書



Q.18 今回、仕送振込明細書12ヵ月分とありますが、12ヵ月分提出しないといけないのでしょうか？

A.18 仕送は別居されている方への生活費です。家賃や光熱費等支払うために必要となります。被保険者によって生計維持されているかどうかを確認するためには一時的な振込みでなく、長期的な振込確認が必要となります。

Q.19 提出方法について教えてください。

A.19 送られてきた封筒に、「家族資格調査書」と対象者ごとの必要書類をすべて入れます。封をして事業所の担当者までご提出ください。

※送付した際の封筒を紛失した場合は、書類が入る封筒をご自身で用意いただき、封をして、封筒の表面に被保険者名、保険証の記号・番号、社員番号、所属店名をご記入ください。

Q.20 送られてきた家族資格調査書をなくしてしまいました。どうすれば良いのでしょうか？

A.20 当健保組合HP (<http://www.kenpo.gr.jp/sgh/>) より印刷していただき、「家族資格調査書」に被保険者名、対象者名等必要事項をすべて記入のうえ、必要書類と一緒に封筒に入れ封をしてください。封筒にも被保険者名、保険証の記号・証番号、社員番号、所属店名を記入のうえ、事業所の担当者までご提出ください。